

## 産後ケア事業をご利用中のみなさまへ

尼崎市では、産後ケア事業をより利用しやすいものとするために、令和7年4月1日より、(1)対象者の緩和と(2)利用できる事業所の拡充、(3)利用料の見直しを行います。それに伴い、利用方法や利用形態が変わりますのでご確認ください。また、今後、産後ケア事業を利用する際は、利用承認通知書と同封の通知文「産後ケア事業利用承認通知書の変更点について」を事業所へ提示してください。

市ホームページ



### 令和7年度の変更内容

#### (1) 対象者の緩和

宿泊・通所型の対象者をこれまでの「心身の不調や授乳困難、育児不安等がある産後1年未満の産婦とその乳児」から「産後ケアを必要とするすべての産後1年未満の産婦とその乳児」に緩和します。

#### (2) 利用できる事業所の拡充と利用方法の変更

現在は市内外31事業所と市が個別契約していますが、令和7年度からは兵庫県の集合契約に参加するため、兵庫県下の協力機関(約125事業所)と市が個別契約する事業所(大阪市の事業所も含む)を利用することができます。詳しくは市ホームページの事業者一覧をご確認ください。

また、令和6年度までは申請後に市が事業者と初回利用日等の調整を行っていましたが、令和7年度からは市が承認し利用券を発行したのち、利用者ご自身で予約をとっていただくこととなります。利用したい事業者を上記の一覧から自由に選択でき、かつ事業者の変更届は不要となります。

### (3) 利用料の見直し

新:令和7年度

宿泊型:宿泊型では、カウント方法が泊数ではなく日数に変更

通所型:1日あたり6時間から施設が定める時間数を利用できるように変更

訪問型:1日あたり2時間から施設が定める時間数を利用できるように変更

サービス	利用料		利用日数・回数
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯・生活保護世帯	
宿泊型	2,750 円/日 (例:1泊2日 5,500 円 2泊3日 8,250 円)	1,000 円/日 (例:1泊2日 2,000 円 2泊3日 3,000 円)	通算7日
通所型	450 円/時 (例:3時間利用 1,350 円 6時間利用 2,700 円)	100 円/時 (例:3時間利用 300 円 6時間利用 600 円)	通算7回 1回9時間以内
訪問型	1,000 円/時	無料	通算4回(多胎児のママは6回) 1回2時間以内

\*宿泊型、通所型については、朝食・昼食・夕食の時間帯に滞在していれば、食事がつきます。

<宿泊型の残日数の考え方>

令和7年3月末までに1泊と2泊の計3泊利用した場合、6泊-3泊=残3泊4日となり、

令和7年度からは残4日

残4日の使い方 (例1) 3泊4日

(例2) 2泊3日 (1日は余り) \*1日は1泊2日としてご利用できませんのでご注意ください。

(例3) 1泊2日、1泊2日

旧:令和6年度

サービス	利用時間	利用料		利用日数
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯・生活保護世帯	
宿泊型	24時間(3食付き)	5,500 円/泊	2,000 円/日	通算6泊
通所型	6時間(昼食付き)	2,700 円/日	700 円/日	通算7日
訪問型	2時間	2,000 円/回	無料	通算4回(多胎児のママは6回)

尼崎市保健所 健康増進課(母子保健担当)

〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館 5階

電話番号 06-4869-3033

ファクシミリ 06-4869-3049